

年休失効は許さない！ 会社は労働者の権利を責任を持って守れ！

名古屋地本は、運輸区職場で年休が消化できずに失効させる事態になっている組合員がいることを問題として、3月22日に緊急申し入れをしました。4月4日、申し入れに対する窓口回答がありました。

【申し入れと会社回答】

名古屋運輸区、神領運輸区における「年休失効のおそれがある事態」に対する緊急申し入れ

名古屋運輸区、神領運輸区において、このまま推移すれば年度内に年休が失効する組合員が多数いる。

年度内で年休が失効する組合員は、これまで繰り返し年休申請をしてきたが、会社の時季変更により、年度内で年休が失効する事態となった。

一方、大垣運輸区においては、勤務変更等によって年休付与につとめている。しかし、その他の職場においては、同様の措置はとられていない。

したがって、もし年休が失効する事態になればその全責任は会社にある。会社は、年度内で年休が失効するおそれがある組合員の3月勤務上の年休申請については、年度内で年休が失効することがないように年休を付与すること。

もし、そのような対処をせず、組合員の年休が失効する事態が発生した時は、その責任の所在を明確にするために、あらゆる方策をもって対処することを明らかにする。

記

1. このままの現状を放置すれば、多くの組合員が年休を失効する事態が発生する。失効する組合員の年休申し込みに対して、全て取得させること。

【回答】協約、就業規則に則って適切に対応している。

【やりとり】

組合：幹事間での回答は認めない。業務委員会を開催すべきだ。

会社:適切に対応している。

組合:申し入れ内容は3月中の緊急な申し入れである。何故、今なのか。

会社:3月30日に連絡したが、貴側から返事がなかった。

組合:名古屋・神領運輸区で年休払い出しのために勤務変更したのか。

会社:箇所それぞれの状況で適切にしている。会社からも指導している。

組合:名古屋運輸区では勤務変更していない。会社が努力すれば失効する事態にならない。

会社:一般論として年休が失効することもあると思う。

組合:年休失効はいいことか。労基法39条に違反している。

会社:労働協約59条で業務の正常な運営に支障をきたす場合は時季変更をするとなっている。

組合:業務の正常な運営というが、業研・プロジェクト日勤をしなければ年休は付与される。

会社:会社が必要な業務と認めれば日勤指定する。

組合:ある区所では3月には日勤指定せずに多くの年休付与に努めた。

会社:会社・区所が判断する。

組合:JR西日本バスでの判決が出されている。

会社:判例の議論はこの場でしない。

組合:回答は聞いたが納得はしない。業務委員会を開催しないことに抗議する。

以上